

大 個 審 第 3 1 号  
（ 答 申 第 7 1 号 ）  
平成 1 7 年 2 月 1 0 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 6 年 1 2 月 2 0 日付け府情第 1 9 4 3 号で諮問のありました「情報公開システムにおける個人情報の提供」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なもの認めましたので、答申します。

記

- 1 情報公開システム（以下「本システム」という。）により大阪府ホームページに登載して提供を行う個人情報は、本件諮問において提供するものとして掲げられた個人情報（以下「諮問個人情報」という。）に限定すること。  
本システムにより行政文書の情報提供を行うに当たっては、提供される個人情報が限定されている旨を職員に周知徹底し、諮問個人情報以外の個人情報が提供されることのないよう厳格な運用を行うこと。
- 2 本システムにより行政文書の公開を実施する場合においては、情報公開請求を行った者（以下「請求者」という。）に対し、パスワード及び ID 番号を付与する等の方法により、請求者のみが当該行政文書を閲覧することができるものとする。  
また、パスワード等の付与に当たっては、請求者に対し、第三者供与の禁止を徹底すること。
- 3 本システムにより情報提供又は公開を実施する行政文書に記録された個人情報については、提供等を受けた者が、その内容を加工、改ざんすることができないよう必要な措置を講じること。
- 4 本システムの運用に当たっては、個人情報の慎重な取扱いに留意するとともに、個人情報が漏えいすることのないよう、システムのセキュリティの確保等に努めること。